1995年3月6日発行

村尾光子の みなみかわち 町議会報告

第81号(78・79号含)

発行者：村尾光子(Tel&Fax：44-5418)
連絡先：南河内町祇園5丁目11番3号

これはH6年第4回定例会（12月13～16日）と第4回（10月11日）・第5回（11月1日）臨時会の報告です。恥ずかしいのですが第1回、第2回定例会の報告も加えました

《審議事項》

承認第 8号	H6年度国保会計補正予算(第2号)	賛成全員	承認
議案 57・58号	工事請負契約締結(吉田東農業集落排水事業)	〃	可決
議案第 60号	H6年度一般会計補正予算(第4号)	〃	〃
同意第 3号	固定資産評価審査委員会委員の選任(椿利一氏)	〃	同意
議案第 61号	工事請負契約締結(仮称南小運動場整備)	〃	可決
62・63	町議員・3役の報酬等に関する条例改正	〃	〃
64	町職員の給与等に関する条例改正	〃	〃
65	督促手数料及び延滞金徴収に関する条例改正	〃	〃
66	町立学校設置条例改正(仮称南小の校名決定)	〃	〃
67・68	工事請負変更契約締結(吉田東農排水事業)	〃	〃
69~73	H6年度会計補正予算(5件)	〃	〃
請願第 3号	児童館早期建設と学童保育事業について	継続審議	
1	総務常任委員会付託事件	審議未了？	

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：黒川英代・村尾光子の２議員

もくじ

村尾光子の一般質問



問1．社会教育行政について

(1)第2中学校地域開放施設は、いつ、どのような形で供用されるのか。
開校依頼8か月が経過したにも拘らず、未だに開放に至らない理由と今後の見通し等の説明を求める。

【教育総務課長】建物の開放は遅れている。これは備品設置の遅れと、建物すべてが一体的に造られていることから機械警備の方法を一部見直す必要があるため。
3学期の早い時期に開放したい。生涯学習の一環として開放するので、所管課は社会教育課となる。

(2)中央公民館東分館について
①利用状況、来年度からの職員配置はどうか。
②図書室の運営体制はどうか。町立図書館分室として位置付けし、町有財産たる図書等の有効活用を図られたい。

①【社会教育課長】公民館主催事業は隔週1回の平成寺子屋(書道教室)と繭クラフト(手工芸)の2講座で、その他地域のダンス・カラオケ・大正琴・茶道の自主グループが活動している。また、婦人団体の料理教室・PTAの利用や図書室では中・高校生の自主学習の場としての利用があり、利用者は徐々に増加している。
現在、H7年度の乳幼児学級と家庭教育学級開設に向けて、吉田東・西小と保育所・幼稚園の父母250人を対象に学習ニーズ、開催方法等のアンケート調査を行っている。来年度からは専任職員の配置を当局に要望している。

【町長】庁内の全機構を検討したうえで、最少限の職員は配置する考えだ。

②【社・教課長】東分館図書室の図書は、H7年3月の納入目標で町図書館協議会委員と図書館職員により4000冊の購入図書の選定作業が行われている。納品後は図書館のホストコンピューターに登録し、4月から貸し出し業務を開始する。図書登録の時点から、管理と利用者へのサービスは図書館が行い、実質的に町立図書館分室としての位置付けとなる。図書館とのオンライン化や東分館職員による貸し出し業務等運営体制を整備し、利用者サービスの向上と図書資料等の有効活用を図る。
また、新図書が納入されるまでの間、町立図書館図書を利用するなど図書室として機能するよう、図書館と東分館とで協議する。

☞議会後、早速図書館より東分館へ図書が搬入され貸し出しも実施すると聞いた。すばやい対応に拍手。

問2．まちづくりについて

(1)グリーンタウン地区のコミュニティーセンター設置について
①構想と建設に向けての進捗状況、今後の手順の説明を求める。
雨水・太陽熱を利用した省資源・環境保全型の施設としてはどうか。
②健診・予防接種会場としても利用できるよう、設計に際しては保健衛生課とも協議されたい。
③開館後の運営について、住民の自主管理とするには限界がある。職員配置して、あるいは行政出張所を併設して施設管理にあたってはどうか。

【企画課長】①構想：木造一部鉄骨造りの平屋建、床面積 683m²。事務室・研修室・会議室・和室3・調理室・多目的ホール・トイレ、一部冷暖房設備を予定。10月に関係自治会長と打ち合わせ会を行い要望を受けた。平面計画をまとめて12月21日に2回目の会合を開く。H7年2月末までに設計完了、H7年度建設、H8年4月開館の予定。
雨水・太陽熱施設は検討に値するものだが、設備設置に経費がかかるため難しい。
②この施設の主たる目的はコミュニティーセンターであり、面積と財政面から地元要望を満たしながら保健センター的な施設整備は難しいが、住民健診には利用できるよう保健衛生課とも協議している。
③町全体の均衡を考え職員配置や出張所併設は考えない。他のコミ・センと同様に自主管理でお願いしたい。

【町長】コミ・センは行政の事務所としてはふさわしくない。行政出張所は別の観点から考えるべきだ。

☞行政センター用地内の施設については、数年来何度も質問してきた。グリーンタウンの土地利用計画を決めた当初(1982年頃)は、5000m²の用地に地区公民館と地区体育館を建設する構想だった。町レベルで計画が確定に至る前に、用地内に下水道組合庁舎と鉄塔ができてしまった。時の流れと共に町の方針は

1992年6月：コミ・セン、児童館、地区公民館を建設する。まずはコミ・センと児童館をH7年度に建設できるよう財政計画を調整する。(一般質問答弁)
1993年12月：コミ・センはH6年度設計、自治総合コミュニティー財団(自治宝くじ利益配分金)の助成を受けてH7年度に建設する。児童館は予算が固まらず建設時期は未定。(一般質問答弁)
1994年10月：町総合計画実施計画で児童館建設はH9年度の予定。(企画課長談)

と変わって来ている。現在の時点では地区公民館の構想がなくなったとは明言されていないが、将来展望は全く不透明。

《コミ・セン》文字どおり住民の地域活動の拠点施設。制度的には地域住民代表によるコミュニティー推進協議会が町の委託を受けて自主管理運営する。使用規制はない。
《地区公民館》社会教育法の適用を受け社会教育施設として整備される。住民の学習活動のニーズに応えるべく相談に応じ指導的立場の職員配置。社会教育法でいう三禁条項(営利目的・政治活動・宗教活動への使用禁止)の規制があり、飲酒はできない。維持管理は行政。

利用する住民にとってはどちらの施設も大差無いのかもしれないが、私は公民館のほうが維持管理が楽であること、学習機会が増えること等から好都合と考え、かつては『是非公民館を』と提唱していた。『財政的に難しい』との町の言葉の裏には、『緑小学校を計画より早く建設したのだから』との強い思いも込められているようだ。公民館建設との町方針が早い時期に決められたなら、公団からの立て替え施行(関連公共公益施設の国庫補助金を除く町負担分を公団が一時立て替え、町は公団へ長期分割返済する制度)も可能だったと思われるのだが、公団竣工式も終えた今となっては、公団にそれを要求するのは困難だ。

さて、いよいよコミ・センの設計について具体的に自治会長たちと協議され、来年度建設の運びとなった。計画人口14,000人の地区のコミ・センとして、683m²は何とも狭い感が拭えない。町内にはコミ・センがいくつかある。その中で最もその機能を発揮しているのは、仁良川コミ・センだろう。対象地区は仁良川上・仁良川下・地久目喜の3自治会で人口1572人(H5年4月現在)、建物面積536.6m²、建設費6128万円。無論、推進協議会が組織され自主管理されているが仁良川簡易郵便局が間借りしており、このことから人的にも賃借料等の収入からも大変合理的に効率的に運営されていると思う。不愉快と思われたようだが、人口・規模・設置費等ついつい比較してしまう。そして、10月に開館した中央公民館東分館とも(設置費4億4600万円、床面積 1232m²、吉田地区人口 3863人)。町長は『東分館は吉田地区だけのものではない』と強調してはいたが。「大きいものを造りたいが、財源が—」と言われると論議が中断してしまう。しかし、維持管理費が住民負担であるなら、むしろ太陽熱利用の給湯・暖房施設を導入しても良いのではないか。設置費は多少高くても、維持費はかなり安く環境に配慮した公共施設になるのだから。この点では全く突っ込みが足りなかった。

(2)行政手続法施行(H6年10月1日)により、自治体は行政運営での公正確保と透明性向上を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられているようだが、町の取り組みはどうか。

【総務課長】法令や指針・通達で判断基準が示されているものは、そのままその基準を活用する。審査基準を設ける必要のあるものについては、近隣町の状況を調査し、県の指導を受けながら設定に向け努力をする。

☞行政手続法はH5年11月12日に公布されH6年10月1日に施行された。
その主要な骨子は①行政の許認可について具体的な審査基準を公表、許可するかどうかに関する標準処理期間を定める。②申請を拒否、あるいは免許の停止・取り消し等の不利益処分を行う場合はその理由、判断基準を明らかにする。③行政指導の内容を明確にして、求めに応じて文書化する。などである。(産経新聞 1994.9.19)
興味深い条文をいくつかあげると、

(目的等)

第1条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第38条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(行政指導の一般原則)

第32条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(地方公共団体の措置)

第38条 地方公共団体は、第3条第2項において第2章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出の手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【38条の趣旨】地方公共団体の機関が行う処分等のうち、条例等に基づいて行うものについては地方自治への配慮の観点から、行政手続法に定める手続を適用することを避け(第3条第2項)、地方公共団体において行政手続法の趣旨にのっとり責任をもって措置を講ずるよう努力規定をおくことにしたもの。

(参考資料:総務庁行政管理局編「逐条解説行政手続法」ぎょうせい出版)

国が行う許認可や行政指導等に一貫性のあるルールを定めたのがこの法律だが、市町村などの地方公共団体も地方自治の観点から独自のルールを定めるようにとしている。南河内町の独自性と公正・透明性確保はどのように具現されるのか、大きな関心を持ったので、今回初めて取り上げた。

地方自治に係るものまで『県の指導を得て』との答弁を聞いて、助言ならともかく、『指導』を受けることにより町の独自性や地域性が損なわれやしないかと不安を感じた。行政事務の効率性追及というより、町民の権利利益の保護という町民を主体とした視点が重要なのだ。全国には既に条例化に向け動き出した自治体もあり、さらに行政計画決定への住民参加も行政手続条例に盛り込もうという働き掛けもある。町は積極的に研究してほしい。今回の質問がその契機になればと願うのだが、これも住民の関心度合がカギになるのだろうな。

問3. 国際交流事業について

(1)町民海外派遣事業の今後について、どのような方針をもっているか。

募集対象の公平確保、ホームスティ導入の見解はどうか。

【総務課長】この事業は昨年より始まりまだ2回目で、いわば試行中である。今年度は、昨年同様、農商工業従事者などを対象に1月24~31日の日程で実施する。募集対象は検討するが、ホームスティ導入の考えはない。

(2)海外研修以外の国際理解を含めた国際交流事業にどう取り組むのか。
広く町民を対象とした啓発事業を実施されたい。

【総務課長】町民海外派遣は国際理解の一助として実施している。中央公民館での英会話教室、小学校への英語指導助手の活用、県主催の青年の船・女性の海外研修への参加も国際理解・交流の一環であり、積極的な参加を推奨する。これらに参加した人の事後活動を中心に啓蒙啓発に努めるが、町国際交流推進会議でも具体案について検討する。

☞"国際化社会"が求められている今日、海外研修事業を実施する自治体が増えた。実際に自分で見聞し肌で感じる体験は、何にも変えがたい貴重なものだ。しかし、行政の国際交流事業としては、もっと多様な事業の展開が必要と思う。何しろ海外研修に派遣できる人数には限度があるのだから。そこで、次の提案をする。海外派遣事業について、①年度毎に研修テーマを設定して関心ある人を対象に募集する。農業、流通、教育、ごみ問題、社会保障、女性問題等など、例えば農業問題を学びたい町民なら非農家でも参加可能とし、しかし一度参加した人は遠慮して頂く。②研修テーマに沿って事前に町内の実態、研修先の状況について勉強する機会をもつ。③ホームスティを盛り込み現地の方と触れ合い、家庭生活を体験する。
町費を投じての海外研修が単なる観光旅行とならないよう、そして公平に実施されるよう十分に検討してほしい。そして、海外派遣には参加できない大多数の町民に対しても、積極的に国際理解事業を実施すべきではないか。町国際交流推進会議は海外派遣事業以外についても、何ができるか論議してほしい。

一般質問(要旨)

①黒川英代議員

1.農業対策
S.30年代に土地改良を実施した467.2haは田区が10aと小さいので再整備が必要だ。町の考えと対策はどうか。

【町長】緊急の課題と認識している。農道・用排水路整備と併せて実施するのが良い。しかし、農業意欲のある人と兼業農家とでは意識に差がある。啓蒙啓発に時間をかけ慎重に対応する。

2.商工業対策と経済課の増員を
商工行政専門係を設置し、経済課の人的配置を充実しては。

【町長】指導力発揮できないと係を置くだけではだめ。経済課の事務事業は多大である。町全体の行政組織を考えて検討する。

★特別職・議員・職員の期末手当、
０．１か月分引き下げ（適用はＨ６年４月から）

期末手当の率を次のように改正しました。2年連続して引き下げです。

	支給月	かけ率	(年間)		支給月	かけ率	(年間)
町長 助役 収入役	3月 6月 12月	0.50:従前通り 2.20:従前通り 2.60 → 2.50	か月分 5.20	議員	6月 12月	1.70:従前通り 2.40 → 2.30	か月分 4.0
職員	3月 6月 12月	0.50:従前通り 1.60:従前通り 2.00 → 1.90	か月分 4.0	給料表:平均1.18%アップ 15~22才特定期間扶養手当加算2000円に 当直勤務手当は一回3300円に			

※期末手当額は報酬月額X(役職加算:特別職・議員は1.15)Xかけ率

※町行政職給料表は国の基準通り、他町村と同じ

☞特別職の給与や報酬の条例改正は特別職報酬等審議会(町長の諮問機関、町内公共的団体代表5人と住民代表5人で構成)に諮ってから議会に提案される。
H6年11月11日の審議会では、H7年4月から議員 6%、3役 5.9%の引き上げ答申があったという。"施行は4月からなので"との理由で、今回は期末手当引き下げのみを改正して、報酬等の引き上げ案は3月定例会にて提案するという(町長一般行政報告)。既に答申が出され改正する予定なら、何故今回同時に提案しないのだろう。審議する時は、何だか欺瞞的だなとヘンな気持ちだった。

《Ｈ６年南河内町特別職報酬等審議会委員》（必要なつど町長が任命）敬称略

公共的団体代表		住民の代表	
	上野　勇		佐伯義郎
	伊沢嘉一		佐藤博之
	藤沼キクエ		大島武久
	伊沢忠二		伊沢　茂
	金島亀夫		舘野鉄男

蛇足だけど、こうした公的委員の選任のしかたを見るときいつも感じてしまう。
女性が少ない、若者が少ない(いない?)、新しい住民がいない・・・・。
様々な立場からの意見を聞くことが、公平な行政運営につながると思うのだが、残念ながらこの点はなかなか理解してもらえないようだ。

★固定資産評価審査委員会とは

地方税法第423条

固定資産課税台帳に登録された事項(土地登記簿又は建物登記簿に登記された事項を除く)に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3人とする。

3 審査委員会委員は当該市町村の住民で市町村民税の納税義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 委員が欠けた場合は、遅滞なく、補欠の委員を選任しなければならない。こ

の場合、議会が閉会中であるときは、前項の規定にかかわらず、議会の同意えを得ないで補欠委員を選任することができる。

5　補欠委員を選任した場合は、選任後最初の議会で、その選任について事後の承認を得なければならない。事後の承認を得ることができないときは、その委員を罷免しなければならない。

6　審査委員会の委員の任期は、3年とする。

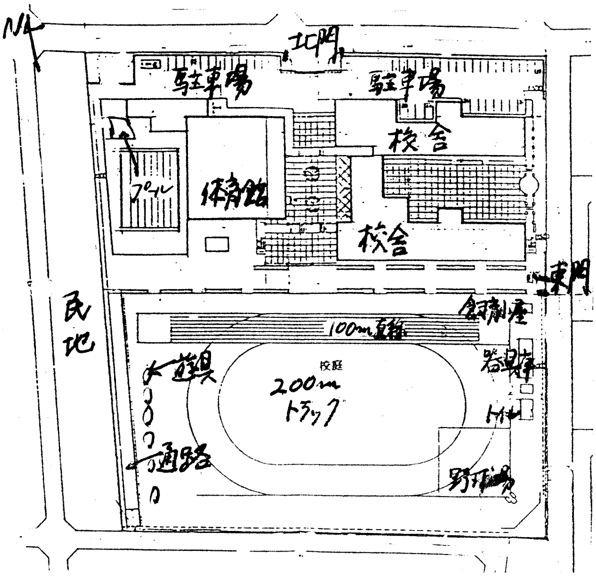
《町固定資産評価審査委員会委員》敬称略

椿　利　一	生年:T12年8月	薬師寺1564	任期～H9年10月15日
相　沢　弘	T12年2月	中川島178-3	H9年 9月 8日
古谷泰造	T 4年2月	仁良川1341	H7年12月17日

☞この人事案は過去2回とも任期が過ぎて事後承認を得る形での議案提案だった。任期満了は予め分かっているのだから事前に提案を、との意見が出された。補欠選任と任期満了による改選とでは意味が異なるのではないか。善処を望む。
　それにしても、年配者ばかり。宅地開発が進んでいるのだからその地域からも必要ではないか。もっとも、不服の申し出がなければ委員会は開かれないのだが。

★仮称南小学校の運動場整備工事は３月２０日完了予定

契約金額	１億４３１７万円
契約相手方	西松(東京)・舘野(国分寺)特定建設工事共同企業体
工　　期	Ｈ７年３月２０日まで
内　容	200mトラック、防球ネットフェンス186m、ネットフェンス 291m、バックネット、体育器具庫、屋外トイレ、飼育小屋、機械室、遊具9種、植栽



※正式校名の『緑小学校』は
H7年4月1日から使用

★児童館・学童保育に関する請願は
継続審議

請　願　者　グリーンタウン学童保育育成会代表者 10名と地区内自治会長 17名
紹介議員　舘野正明・村尾光子の2議員
請願内容（要旨）

1.グリーンタウン内児童館の早期設置と学童保育事業の行政での運営を希望。
2.当初予定のH7年着工・8年開館が難しいなら、次のことをお願いしたい。
　(1)H8年開館ができない場合でも、予定通り、H8年度より学童保育は町の運営で。

(2)H7年度は2学区となるが、学童保育希望者を全員受け入れられるよう施設確保、指導員の雇用、備品の整備をしてほしい。
3.学校の長期休業中(春・夏・冬休み)の学童保育を行ってほしい。

定例会初日に教育民生常任委員会に付託し、最終日(16日)の委員長報告の結果、継続審議となりました。H7年3月の定例会にて審議結果が報告されます。

１９９４年 報酬と主な使途

【収 入】

議員報酬	3,652,000円	(22万円X12)+(22万円X1.15X4.0)
下水道組合議員報酬	45,000	H5年度分
社会教育委員報酬	40,000	H5年度分
講演・原稿執筆等謝金	115,551	佐野市・下野新聞社他
所得税還付金	152,185	H5年分
印刷機使用料	53,248	実費(印刷1.55円/枚+原紙30円/枚) └→用紙代含む
合計	4,057,984円	

【支 出】 主なもの

所得税	379,350円	義務的な支出 ⇒ 242万6373円
議員共済掛け金	290,400	
住民税	87,100	
国民健康保険税	201,600	
国民年金掛け金	134,600	
自動車重量税・整備等	373,323	→車検整備・保険料・バッテリー買替
議員旅行積立金	120,000	
家計へ	840,000	→妻扶養手当分・ガソリン・電話代・生活費一部として
病気保険掛け金	32,400	
印刷機用消耗品	74,366	→インク・マスター・コピーキット
印刷用紙	78,475	→再生紙・ゼロックス用紙
事務用品・切手	46,972	
新聞・機関誌・月刊誌・図書	289,691	
講座等参加費	113,220	→市川房枝記念会政治参画推進センター等参加
旅費	68,540	→自主研修旅費
耕うん機購入	92,700	→生ごみ堆肥土壌還元用
慶弔費	22,000	

その他議員研修参加費・団体会費・懇親会参加費・被服費等

※東京婦選会館での『女性の政治参画推進センター』講座に参加した。10回のうち9回出席した。我ながら頑張ったと思う。お金も掛かったが、九州、京都、石川県からの参加者もあり、その熱意に大いに刺激された。土浦での地球環境シンポジウムにも参加した。また、H7年のＬＤ児教育セミナー(5回講座)受講料も支出した。

※私自身の生活費として月額３万６千円(妻扶養手当分+2万円)を負担した。
夫から妻へのお小遣いはまだ続いている。

これからのページは報告78・79号としての分です。
遅ればせながら村尾の一般質問を中心に報告します。

H6年第1回臨時会(2月16日)と
第1回定例会(3月8～22日)では
次のことが審議され、結果は以下の通りです。

《審議事項》

議案第 1号	町立学校設置条例一部改正(第2中校名決定)	賛成多数	可決
2~5	物品売買契約の締結(第2中教材備品購入,4件)	賛成全員	〃
6~10	工事請負変更契約締結(吉田東農排水事業,5件)	〃	〃
11	H5年度一般会計補正予算(第5号)	〃	〃
選任第1~3号	議会常任委員・議会運営委員・消防委員の選任	議長一任	
諮問第1・2号	人権擁護委員の推薦同意(手塚和夫氏・原貞夫氏)	賛成全員	同意
選挙第1・2号	議長・副議長の選挙	投票による選挙	
3	自治医大周辺下水道組合議員の選挙	指名推薦	
議案第12号	小山広域保健衛生組合規約一部変更	賛成全員	可決
13	小山地区広域行政推進協議会規約一部変更	〃	〃
14	H6年度分固定資産税納期の臨時特例に関する条例	〃	〃
15	土砂等による土地の埋立て・盛り土・堆積規制条例	〃	〃
16~21	町条例改正(6件)	〃	〃
22~25	H5年度会計補正予算(4件)	〃	〃
26~28	H6年度会計当初予算(一般・国保・老保の3会計)	〃	〃
27	H6年度農業集落排水事業特別会計予算	賛成多数	〃
28	H6年度町水道事業会計予算	賛成全員	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：上野喜八郎・永吉栄・村尾光子の
3議員

★新設中学校の校名が
“町立第2中学校”に決定したいきさつ

【提案理由】校名を決めるにあたり、教育委員会5回、校長会3回、教育民生常任委員会3回の会議を開き意見を聴取した。最終的に1月26日の教育委員会で議決した。

【賛成討論】吉田議員

教育委員会・校長会・教育民生常任委員会で協議されその結果は全員協議会にて報告された。この経過を踏まえて賛成する。

【反対討論】村尾

①まず決め方について、町民特に関係住民の声を聞くべき。『祇園小』を決定するときは地元旧地権者の意向をかなり反映した。同様の扱いをすべきだ。

②名称そのものがおかしい。第1があっての第2なら少しは理解できるが第1はない。また、世の中の流れは番号による呼称は失せつつある。逆行している。

ということで、反対1・賛成多数で『南河内町立第2中学校』の名称は決定した。

★農業集落排水事業を考える

―― 町長一般行政報告、村尾一般質問を通して ――

現在、南河内町は町下水道整備全体計画(H元年策定、H5年9月一部見直し)に基づいて下水道整備を進めています。

この中では、市街化区域(仁良川・グリーンタウン)と薬師寺地区は公共下水道、その他の市街化調整区域・農業振興地域は農業集落排水事業と、『町内全域を広域的に集合処理することを基本とし、これに取り込めないところは、補完的に合併処理浄化槽を設置する』(経済課長、一般質問への答弁)としています。

農業集落排水事業は4地区に分けて実施する計画で、『農業集落排水事業 南河内町吉田東地区(吉田東処理区)基本設計 業務報告書』(H4年12月、日本農業集落排水協会)、H5年の3月町長一般行政報告及び6月定例会一般質問答弁によると、

	対象自治会(資料提供:経済課)	処理人口	国補助事業採択
1.成田・町田	3(成田・町田上・町田下)	500人	H9年度予定
2.吉田西	9(東田中・下文挟・東根・塚越・上坪山 的場・西田中・地久目喜・谷地賀一部)	1360人	H7年度予定
3.下坪山	3(台坪山・絹板台・絹板)	870人	H10年度予定
4.吉田東	9(鯉沼・谷地賀上・谷地賀下・本吉田北 本吉田南・上吉田・三王山・川島・磯部)	2510人	H4年度採択 実施(工事)中

※H5年9月の見直しで整備面積が追加された自治会がある。

※処理人口は当初計画での人口

また、県は、農業集落排水事業が計画され向こう5年間に国庫補助事業採択が予定されている地域では合併処理浄化槽設置への補助金交付はしない方針で、町も同様に上記地域へは補助していません。

問. 市街化調整区域・農村地域には下水道整備方策がいくつかあるが、最終的には誰が、どのような基準により事業選択するのか。住民意向はどう加味されるのか。H5年9月の町下水道整備構想見直しにおいてはどうか。

農業集落排水事業計画区域に編入されると合併処理浄化槽設置補助対象から外れることについて、住民周知はいかになされたか。

【町長】これまで、国の農業政策は生産の援助であり、生活環境整備は欠落していた。これが若者の農業離れの一因にもなっていた。また、今までの国の施策は都市中心の社会資本投下であり、南河内町でもグリーンタウンにはm^2当たり10倍以上の資本投下がされているであろう。若者が喜んで農村に住める環境をつくるために、経費はかかるが農業集落排水事業を進めている。

これは町長として、町として事業選択した。住民参加を求めるのはものによってである。

【経済課長】現時点では市街化調整区域の下水道整備方策は3つの事業が考えられるが、町は広域的下水処理、即ち集合処理を基本方針として町下水道整備構想をまとめ県に提示してある。この中で農業集落排水事業は4地区設定しており、計画策定に伴いこの区域内での合併処理浄化槽設置は補助対象外となる。これについては改めて住民周知はしていないが、問い合わせには、浄化槽設置予定地を確認し、補助の適否、農業集落排水事業への加入促進を図っている。

問．吉田西地区事業の計画概要について説明を求める。
処理人口・面積・全体事業費・受益者負担金等。事業費はかなりの高額になることが予想される。最少経費で最大効果となるべく適正な下水道整備方策を選択するよう、計画の見直しを求める。

【経済課長】H6年度、県土地改良事業団体連合会に調査を委託することになっているので、現段階では受益者負担金を含め未定だ。調査概要はH6年9月頃できる予定。吉田西地区の地元説明会では、①アンケート調査の結果、農業集落排水事業に加入したいとの回答が80％あった、②農業集落排水事業の内容と費用負担・受益者負担金について、③事業の進め方、④供用後の維持管理、等について、吉田東地区事業を例として説明した。

【町長】最少限の経費で最大の効果は行政の基本だ。しかし、農業集落排水事業は国の農業政策の中で最重点施策なので、経費はかかるが町も積極的にこの事業を進める。もし、合併浄化槽で整備を進めるとするなら、現制度の中で一度に数10~100基もの設置は無理で、恐らく10~20年の期間を要するだろう。

問．東地区において、合併処理浄化槽設置補助を受けながら、農業集落排水事業に加入している戸数はどのくらいあるか。
あるとするなら、補助金二重交付についてどう考えるか。

【経済課長】合併浄化槽設置しながら農業集落排水事業に加入しているのは18戸。このうち浄化槽設置補助を受けたのは10戸。どちらも生活環境と公共用水域

水質の改善という目的は同じだが、農業集落排水事業は集落単位で合併浄化槽より後に事業がスタートした。過去に補助を受けた家屋を取り入れたとしても、補助金二重交付とは解釈していない。

☞農村地域の生活環境を向上させるためにも、公共用水域の水質保全のためにも、農家の下水道整備は必要だ。しかし、どのような方法で整備するのか、私達はもっと深く研究すべきではないのか。屎尿と生活雑排水を『一体的』に処理するのは下水道整備として当然のことだ。人家が密集している集落内では小規模な集合処理もよいだろう。でも少しでも広く取り込んで『一帯的』に実施しようとする前提は、たとえ国の補助事業とはいえ疑義を感じる。こんど事業実施しようとする田川西地区の建設費は恐らく1戸当たり1千万円近くになるだろう。補助額が多くても、それだけ受益者と町の負担も多くなるのだ。農村地域全戸に公費で合併処理浄化槽を設置しても、町負担はその方がまだ低いと思う。全国にはこの個別合併処理浄化槽のみで下水道整備を推進している自治体がいくつかある。

下水道整備については建設省、厚生省そして農水省がそれぞれに補助事業を行っている。その中から地域実情に即した適切な方策を選択するのは市町村であり、住民であるはずだ。こんな大事業なのに決定に際して『住民参加を求めるのはものによって』という町長の姿勢は住民自治の実現に程遠い。

この件で、国会議員2名(1人は秘書)の意見を聞いた。縦割り行政の弊害があること、しかし、国は市町村の決定権を侵害することはないとのこと。町の方針(下水道整備計画:下水道マップ)がカギなのだ。

傍聴感想

農業集落排水事業に関しての村尾議員の質問に、町長はなぜあのように答えたのだろう。①嫁さんのくる農村にするための環境整備。②グリーンタウンに多額の資本投下をしているから、それにみあった額を農村にも。③国の方針(これが答弁として成り立つということは、地方分権など夢のまた夢。)この3つのお答えのうちどれが、合併浄化槽を否定して集落排水の方針を続行することへの説得力をもち得るだろうか。

家が密集している地域の下水道に比べて、家と家が離れている地域に下水道を通すのは、暗渠(穴を掘り、土管をふせて作る人工の地下水路)が長くなり、その部分の工費が一戸当たりの工費を莫大な額に引き上げる。(経済ベースで考えて、公共下水道に適しているのは、家と家の距離が12mまでとされる。)だから、村尾議員は以前から、家と家の距離が長い農村型集落には各戸ごとに合併浄化槽を設置するのが望ましいのではないかと述べてきた。

合併浄化槽から得られる処理水の水質は、下水道のそれに全くひけをとらない。もちろん"合併"だから、生活排水とトイレの排水両方の処理が

できる。工期は短く、経費も安い。(現在行われている町内のある地区の農業集落排水事業の費用が25億1000万。一戸当たり約540万円。合併浄化槽は10人槽1基の設置で約140万円だ。)そして大事なことだが合併浄化槽を選んでも、下水道同様トイレはちゃんと水洗化できる。今度新しく集落排水事業の対象となった地域の特徴を考えると、やはり、いくら農村の環境整備を声高に叫んでもそれが良いんだという説得力を欠く。わざと経費が莫大な方を選択しているようにも思える。

□考えてみれば、「農業は町の基幹産業だ」を何万回言ってもらって、どれだけの大金を農業関係につぎこんでもらっても、本当に潤うのは建築業。下水道事業に落ちる公金は、全国で年間1兆円以上と聞いた。もしかしたらその金の行き先は、「下水道と合併浄化槽、どちらの方法がより集落の形態にマッチしているのか」などという議論のずっと以前に、きっちりと決まってしまっているのかもしれない。

□一般論だが、やはり男たちは古い公金の流れの構造を飽きもせず守ろうとしている。それが政治とでも言わんばかりだ。裏側で雀の涙ほどしか金のまわってこない教育や福祉が遅れに遅れ、子供や老人のことは家、もっというならその家の女にまかされている。「家が責任もってあんばいしてやれ。」男と同じように田畑に出、古い習慣にのっとった近所付き合いをし、家事をこなし、子育てし、寝たきりの老人がいれば世話をしながら、休みたいともつらいとも言ってはならない「女の立場」からくるストレスに、心も体もすっきりしない農家の嫁さんはこう思う。「娘は農家に嫁がせまい」当事者が文句を言わないのを良いことに、"家庭は金のかからない福祉施設"とばかり、並々でない女の苦労に気付かぬふりをきめこんできた政治家たちは、ここらできちんとそういう問題にも目を向けなければならない。現に嫁さんが来ないという重大な問題を生んでいるのだから。

□農村のかかえる本当の問題は何だろう。農業集落排水事業がすべてのそれを解決するとは誰も思ってはいない。水洗便所はほんの序の口だ。序の口に、持ち金全部費やすようなやり方で、あとはいったいどうするというのだ。

□町長の答弁②については、やはり大いに問題だと思っている。多分、大きな資本投下とは学校建設のことだと思うが。学校建設で恩を売るとは‥‥。グリーンタウン住民は、終のすみかとしてこの地を選び、税金もちゃんと納めている"町民"なのだ。町長の心の中で、西と東の間にいつまでも濃く線をひくのは、また、ひいているのを感じさせる発言は、もう、やめてもらえないものだろうか。代表として町政をお任せするのに一票を投じた自分としては、非常に悲しい気持ちになる。 ―― 磯辺香代 ――

H６年第２回臨時会(５月２６日)と
第２回定例会(６月１４~１７日)にて
審議した事項と結果は以下の通りです。

《審議事項》

承認第1・2号	町税条例・国民健康保険税条例一部改正	賛成全員	承認
3	町立学校設置条例一部改正(住所変更)	〃	〃
4	H5年度一般会計補正予算(第7号)	〃	〃
5・6	財産取得(祇園小増築分・第2中11学級分)	〃	〃
議案第31号	工事請負契約締結(仮称南小新築工事)	〃	可決
32・33	〃 (吉田東地区農業集落排水事業)	〃	〃
報告第1・2号	H5年度一般会計繰越明許費・事故繰越計算書	〃	承認
3	〃 農集・排事業会計繰越明許費計算書	〃	〃
4・5	〃 水道会計継続費・継続費精算報告書	〃	〃
議案第34号	自治医大周辺下水道組合規約変更(住所変更)	〃	可決
35~37	町加入機関規約変更(上河内・西方町制施行)	〃	〃
38	物品売買契約締結(町有バス買替)	〃	〃
39	H6年度一般会計補正予算(第1号)	〃	〃
請願第 1号	住んでよかった町・住みたい町の実現をめざす請願について	総務常任委員会付託	継続審議
陳情第 2号	緊急農業・農村対策の意見書提出を求める	賛成全員	採択
発議第 2号	上記について意見書提出	〃	〃
陳情第 1号	仮称『南小学校』学童保育専用施設建設についての陳情書について	賛成少数 (1)	不採択

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：舘野正明・村尾光子の２議員

村尾光子の一般質問

問１．農業行政について
(1)農業生産体系再編整備推進協議会からの答申『町農業生産体系再編整備計画』(H5.3月)の具体化に向け、どのような施策が講じられているのか。

【経済課長】この計画は、21世紀におけるわが町の農業の姿と農業生産資源の再利用が可能な生産体系を構築するために作成したもので、土地利用型農業と首都圏農業の振興と経営安定化のため諸事業を積極的に推進している。

☞伝えたいことがたくさんあるが、今回は省略。

(2)今年度の新嘗祭献穀について、町としての対応策はどうか。
政教分離についての見解を問う。
献穀の全体事業費と町補助金の支出費目はどうか。

【町長】献穀奉耕者が町内農業者から選ばれたことは、奉耕者のみならず町としても大きな名誉であり、町農業者への励みとなる。斎田・斎畑での五穀豊穣祈願祭は神事なので町としては参加すべきではないとの判断から見学のみに止めたが、奉耕者の責任と名誉への喜びに対しては、心から祝福するとともに可能な限りの対応をしている。今年度、本町が献穀の指定を受けるに至った手順等は承知していない。新嘗祭等皇室行事は決して宗教活動ではないと判断している。

【経済課長】実行委員会での全体事業費は400万円で、献穀行事の豊作祈願、住民の農業への関心を高める目的を踏まえ農業振興に資すると考え、町は地域営農活性化対策事業として300万円の補助金を計上してある。

☞献穀粟御播種祭、献穀米御田植祭はそれぞれ神事として行い、その後『五穀豊穣を願う粟播種の会』、同様に『——田植の会』が行われた。町補助金はこの後半の部分に充てられたとのことだ。一連の行事は農協を中心とした『町新嘗祭献穀実行委員会』が組織され運営された。栽培者は大きな役割を引き受けて、収穫までの間大変緊張するだろう。名誉なことだと思うが、不可解に思うことがあった。

①新嘗祭献穀は名誉ある大きな仕事のようだが、それに関連した補助金計上を、当初予算審議の段階で説明しなかったのは何故か?
②大嘗祭や新嘗祭は宗教色が強いが、公費で補助すべきものなのだろうか?
③毎年行われる新嘗祭への献穀はどのように決められるのか？　等など。

過去の新聞報道からみると、宮中行事への公費支出にはさまざまな論議があるようだ。訴訟があった大津地方裁判所の都道府県調査(1989年、回答46都道府県)によると、献穀行事が実施されているのは26都府県、公費を支出しているのは11県、知事ら幹部が祭礼に参加しているのは栃木など23都県、広島、和歌山県などは献納希望者の氏名を宮内庁に連絡するだけで、公費の支出や職員の参加はない。

《献穀祭》　毎年11月23日、皇居で行われる皇室の祭儀、新嘗祭に献上するコメやアワを生産する一連の行事。1892年(明治25年)に全国的規模で始まり、終戦直後一時中断したが、間もなく復活した。2月頃、宮内庁掌典長から全国47都道府県知事宛に通知が届き、生産する農家(奉耕主)が決まる。栽培の過程で播種式や田植式、抜穂式などの神事行われるところもある。戦前は全国の都道府県知事が主体となって実施。戦後は任意の献穀となったが、行政主導の性格を残したまま各地で存続している。

《大嘗祭》　即位の伴って新天皇が一代で一度行う皇室伝統の最も重要な祭祀。天皇は毎年11月23日に、その年の新穀を神に供え、神と共に食べる新嘗祭を行っているが、代替わりにあたり、その規模を大きくしたもの。宗教性が否定できないとして国事行為ではなく、皇室行事とされた。しかし、宮内庁予算のうち新嘗祭が天皇の私的費用である内廷費で賄われているのに対し、大嘗祭に

は公的行為の支出にあてられる宮廷費が使われた。
―― 1994.6.7の朝日新聞、毎日新聞記事から ――

皇室の私的行事についてとやかく言うつもりはない。そして、奉耕者となった方々の献穀までの緊張と御苦労には並々ならぬものがあるに違いない。しかし、これを地域営農活性化対策事業とするのは疑問を感じる。町費助成についてもっと公に議論をすべきではないか。

問2．まちづくりについて
(1)法改正に伴う自治医大周辺地区地区計画見直しに際しての、町としての基本方針はどうか。また、見直し作業の手続きと手順、進捗状況を説明されたい。地権者の意向はどう加味されるのか。

【都・計課長】地区計画によりは建築物の用途・面積・高さ・建ぺい率などが制限されてしているので、基本的には地区計画の制限に整合した新用途への切り替えを考えており、規制緩和ではない。現在県と意見調整中で、9月には自治会長などへの説明会を開催して地権者意見をとりまとめ、合意が得られないときは全体説明会を開催して町方針を決定する。H7年度中には町都市計画審議会、県地方都市計画審議会を経て、都市計画決定の予定。地権者は新旧含めて考えている。

(2)グリーンタウン内都市公園並びにポケットパークの維持管理体制はどうか。充実されたい。設置後数年しか経てないにも拘らず、朽廃のため遊具の更新が相次いでいる。保守点検が不行届きの感が否めない。

【都・計課長】公園の管理について、植栽は造園業者、トイレ清掃はシルバー人材センターに委託している。遊具・ベンチ等付属施設は職員が定期的に巡回して保守点検を実施している。木と親しみやわらかいイメージをもたせるために、当初は木製遊具を設置したが、風雨の影響で痛みが早い。安全性と維持管理を考慮して、危険なものから鉄製、義木製のものに替えていく。

☞木製の遊具は温かい雰囲気で大人の気持ちをも和ませてくれる。大変高価なものと聞く。それが僅か5、6年で朽ちるものだろうか。せっかく設置したのだから、毎年の保守管理に手を尽くして大事に使いたい。小まめな管理ができないのなら、初めから維持管理しやすいものを取り付ければ良いと思う。区画整理事業の一環として整備したのだろうから、費用の一部は住民が負担したのではないか。

(3)町域内の緑地保全についての基本方針を問う。
現在の緑地(森林)面積はどうか。積極的に保全すべく保全すべき場所・面積等の目標を明示し、具体策を講じられたい。

【都・計課長】S59年3月に『南河内町緑のマスタープラン』を策定した。

《目的》①グリーンタウン内及び仁良川地区区画整理地域内の近隣公園・児童公園、
②鬼怒川河川緑地を環境保全上重要な緑地として整備する。

《緑地配置圏》①環境保全系統、②レクリエーション系統、③防災系統、④総合的緑地

また、『国土利用計画南河内町計画書』では現在の緑地面積 291ha(町面積の9.2%)保全すべき場所・面積は次の通り。

①市街地面積 281haのうち緑地目標面積は72.6ha(25.8%)

②自治医大西側の赤松林 4.8ha:住居地域の潤い、騒音・振動防止のため保全

③鬼怒川河川緑地 139ha:水と緑に親しむオープンスペースとして保全整備

☞現段階で町が意図的に保全しようとしている緑地は216.4ha、町の面積の6.9%に過ぎない。町内には貴重な平地林がまだ残っている。財源確保や経済性追及から開発を求める声が大きいが、自然環境を守り、緑地を大事にすることも忘れないで欲しい。南河内町の大きな魅力は、緑が豊富なこと、都市と田園が隣接していること、そして大きな医療機関があることだと思う。自然保護や緑地保全は、もはや意図的に計画的に進めないと実現は難しい時代だ。『緑のマスタープラン』なるものが存在することすら知らなかった。

問3. 教育行政について

(1)臨時教育審議会最終答申(1987年)後の文部省通知「教育委員会の活性化について」を受け、どのように対応しているのか。

特に教育委員会の運営、広報・広聴活動の充実についての具体的手だては?

【教育長】会の運営について

①会議の内容の明確化・能率化:事前に会議内容を予告する

②議事運営を定型化:報告事項・協議事項・連絡事項・その他に分ける

③資料作成:法的根拠を示した資料を添付

④事務局との連携:教育委員会事業について、担当職員が説明し意見を聞く

⑤委員研修:全国・関東ブロック研修参加、他町村教育委員との交流、学校訪問

広報・広聴について、特に必要なことは町広報に掲載している。また、教育懇談会を設置して年1回のイベントや講演会を主催している。さらに、生涯学習体制づくりに向け住民の意識調査を実施した(H2年:町民の社会体育に関する意識調査、H3年:町民の学習に関する意識調査、女性の生活環境実態と意識調査、H5年:青少年の意識調査)。存在感のある教育委員会となるようさらに努力する。

《教育委員会の活性化について》(文部省通知:抜粋)

1.教育委員の選任、研修等

(1)教育委員の選任

教育行政に深い関心と熱意を有する人材の確保に努めること。比較的年齢の若い人や女性の登用に留意するとともに、教職経験者に偏することなくより多様な人材の確保に意を用いること。

(2)教育委員の研修、待遇

研修の一層の改善・充実を図ること。特に新任委員の研修充実。待遇改善。

2.教育長の選任等

教育に関して専門的な識見を有し、行政的にも練達した人材の確保に努める。待遇は助役、収入役に劣らない特別職に相当すべく改善に努める。

3.教育委員会の運営等

(1)教育委員会が今日の様々な教育課題に対応できるよう定例会はもとより、臨時会や委員協議会などの方式を積極的に活用すること。

会議においては、教育に関する基本方針の決定等、長期的、計画的な教育行政の課題に積極的に取り組むこと。

(2)都道府県教育委員会から市町村教育委員会に対する指導など:略

4.事務処理体制の在り方

(1)事務処理体制の充実

充実のため、当面、指導主事、社会教育主事等の専門的教育職員の配置促進、首長部局との人事交流の推進、教育委員会事務局と教育機関との連携強化などの措置を積極的に講じること。

(2)事務処理の効率化

事務局体制の改善、充実のためには、事務処理の効率化を図り、予算および人員の効果的な配分を行うことも重要であること。

5.地域住民の意向等の反映

教育委員会は、今後教育に関する父母、地域住民の多様な要望や意向を的確に把握し、それを教育行政に反映させていく機能を充実させることが重要であることに鑑み、地域住民の意向等の反映について、次の点に留意する必要があること。

(1)広報・広聴活動の充実:教育行政の当事者である自覚をもち、委員による学校や地域の計画的な視察、地域別の教育懇談会の開催等により、広聴活動の充実を図ること。各種の広報媒体を活用し、学校における教育活動の状況や教育委員会が行っている施策等を地域住民や父母に周知させるなど広報活動の充実を図ること。

(2)教育相談・苦情処理体制の整備:いじめなど教育上の諸問題について、問題の早期発見、早期解決を図るという観点から、教育相談や苦情処理を行うための組織、体制の整備を図ること。それらのネットワークづくりに努める。

6.首長部局との連携:略

☞教育委員会委員の日常活動は私達一般住民には分かりにくいところがある。この通達での『地域住民の意向の反映』には、我が意を得たりの感を強くした。教育委員と地域住民の懇談はどしどし行って欲しい。町の教育懇談会はその点で、先駆的な取り組みと言っても過言ではない。しかし、教育長も言及していたように、この数年は講演会開催のみというマンネリ化に陥ってしまった。懇談会の在り方が検討されているようだが、廃止するのではなくメンバー相互の意見交換や、住民の意見聴取など、より広聴機能を充実させ共に考える体制をつくって欲しい。

(2)小中学校におけるチーム・ティーチング制導入の現状と今後の動向について説明されたい。

【教育長】文部省は第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画(6か年計画H5~10年度)を策定して、子供の個性を生かす教育を重視し個に応じた多様な教育を展開するために、30400人の教員の改善を図っている。そのひとつとしてチームティーチングへ改善計画の52%の教員を配置しようとしている。設置基準は小学校:15学級以上、中学校:9学級以上の学校規模とされている。

H5年度	全国 3071人	栃木県 50人(50校)	南河内町 1人(祇園小)
H6年度	〃 2823人	〃 46人(46校)	〃 1人(南河内中)

第2中学校は現在9学級なので、来年度の配置を期待している。新しい指導形態なので課題があり、今後教職員の研修が求められる。町ではH6年度から町内研究会を設置した。

(3)英語指導助手(ALT)の在り方について、学校教育のみならず町民の国際理解、国際交流の観点からも活動の場を設定されたい。

【教育長】質問趣旨は理解する。従来上三川町3中学校と南河内町2中学校を巡回していたが、H6年度は上三川町にもALTが配置され余裕ができるので、就業規則範囲内でどのようなことができるか検討する。

就業規則:①中学校または高校の外国語指導補助
②外国語教材作成の補助及び外国語コンテスト等への協力
③外国語教員への現職研修補助
④学校の特別活動及び課外活動への協力
⑤その他所属長または校長が必要と認める職務

問4．学童保育について
現状をどのように認識しているのか。今後の対応策はどうか。

【住・福課長】祇園小児童を対象に実施して2年半経過している。児童数が急増して、スペースが狭隘になっている。善後策を講じなければならないが、財政が厳しいのでとりあえず次の2点を実施すべく、関係各課と協議している。

①旧西保育所を改修して学童保育専用施設として再利用する。

②行政センター内に建設予定のコミ・センが完成した時点で、現在の集会所を児童館的施設としてそこで学童保育を実施する。

あとがき

気になっていた未報告分をやっとまとめました。去年のうちに書きためていたものを付け加えたに過ぎません。感想を書いて下さった方には特に申し訳ありませんでした。こんなに分厚い報告書を読む人があるのだろうか、我ながらクドクドしさに呆れています。全部お読み下さった方、感謝します。

早くも３月８日から今年第１回の定例会が始まります。一般質問は９日です。次回は心を入れ替えて“速報”を目指します。